

議案第40号

守谷市介護保険条例の一部を改正する条例

守谷市介護保険条例（平成12年守谷町条例第2号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年4月21日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

令和 年 月 日 原案 決

議案	頁数
40号	1

守谷市介護保険条例の一部を改正する条例

守谷市介護保険条例（平成12年守谷町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第6項中「令和元年度及び」及び「の各年度」を削り、「1万9,300円」を「1万5,400円」に改め、同条第7項中「令和元年度及び」及び「の各年度」を削り、「1万9,300円」を「1万5,400円」に、「3万900円」を「2万5,800円」に改め、同条第8項中「令和元年度及び」及び「の各年度」を削り、「1万9,300円」を「1万5,400円」に、「3万7,400円」を「3万6,100円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の守谷市介護保険条例第4条の規定は、令和2年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案	頁数
40号	2

提案理由（議案第40号）

提案理由を申し上げます。

本案は、令和元年10月に実施された消費税率の10パーセントへの引上げに合わせて、低所得者の第1号保険料軽減強化のために介護保険法施行令が改正されたため、条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
40号	3

守谷市介護保険条例新旧対照表

改正	現 行
<p>(保険料率)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2から5まで (略)</p> <p>6 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る_____令和2年度_____における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>1万5,400円</u>とする。</p> <p>7 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る_____令和2年度_____における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>1万5,400円</u>」とあるのは、「<u>2万5,800円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>8 第6項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る_____令和2年度_____における保険料率について準用する。この場合において、第6項中「<u>1万5,400円</u>」とあるのは、「<u>3万6,100円</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2から5まで (略)</p> <p>6 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和元年度及び令和2年度の各年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>1万9,300円</u>とする。</p> <p>7 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和元年度及び令和2年度の各年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>1万9,300円</u>」とあるのは、「<u>3万900円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>8 第6項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和元年度及び令和2年度の各年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、第6項中「<u>1万9,300円</u>」とあるのは、「<u>3万7,400円</u>」と読み替えるものとする。</p>

議案	40号
页数	4